

100 Bq/kgを超える米の特別隔離対策について

平成23年12月27日
農 林 水 産 省

1 対策の趣旨

食品中の放射性物質の新基準値案の水準（100 Bq/kg）を考慮し、暫定規制値（500 Bq/kg）を超える放射性セシウムの検出により出荷が制限された米だけでなく、100 Bq/kgを超える米についても、市場流通から隔離することとする。これを円滑に実施するため、民間団体などが出荷代金相当額を生産者等に対して支払う仕組みを整備する。

これらの措置により、消費者の不安解消と生産者の経営安定を図る。

2 対策の内容

(1) 隔離対象

本対策の対象とする米は、以下のとおりとする。

- ① 500 Bq/kgを超える数値が検出され出荷制限が課された地域の生産者が生産した米
- ② 本調査又は緊急調査で100 Bq/kgを超える数値が検出された生産者が生産した米など

(参考) 隔離対象数量

現時点では約4,000トン程度の見込み。

福島県が実施する緊急調査の結果により確定。

(2) 隔離・処分方法

- 上記(1)の隔離対象となる米については、市場流通しないよう産地の倉庫等に隔離。その廃棄・処分に当たっては、国、関係地方自治体及び関係団体が一体的に対応。
- また、上記(1)の隔離対象となる米の生産者等に対しては、民間団体などが出荷代金相当額を支払う。
- なお、東京電力から損害賠償金が支払われた段階で、この出荷代金相当額は相殺される。

23年産米の特別隔離対策のご案内

消費者の不安解消と生産者の経営安定を図るため、暫定規制値(500 Bq/kg)を超える放射性セシウムの検出により出荷が制限された地域のお米や、100 Bq/kgを超えるお米が検出された地域のお米について、生産者等に対して出荷代金相当額を支払い、市場から隔離する「特別隔離対策」が実施されます。

特別隔離対策の対象となる米穀は次のとおりです

- 国による出荷制限が指示された地域において生産された23年産米
- 本調査又は緊急調査で100 Bq/kg超～500 Bq/kgが検出され、県による出荷見合せの要請がされている地域において生産された23年産米

特別隔離対策のご案内

- まだ出荷されていないお米があれば裏面のJA又は出荷業者に引渡し
の申込みをして下さい。お米の引渡し後、米穀特別隔離対策推進協会か
らJA又は出荷業者を通じて出荷代金相当額をお支払いいたします。
- 東京電力に対する損害賠償請求は、米穀特別隔離対策推進協会が一括
して行いますので、皆様が別途損害賠償請求を行う手間がかかりません。
- すでに出荷されたお米や飯米の取扱いなど詳細についてはJA又は出荷
業者にお問い合わせください。

お問合せ先

農林水産省東北農政局福島地域センター

Tel: 024-534-4144

福島県農林水産部水田畑作課

Tel: 024-521-7369

出荷代金相当額

コシヒカリ（中通り・浜通り）	12,500円/60kg
ミルキークイーン	12,500円/60kg
ひとめぼれ・ササニシキ	11,800円/60kg
あきたこまち・天のつぶ	11,800円/60kg
上記以外の主食用米銘柄	10,800円/60kg

- 上記単価は、農産物検査受検品 1 等の単価であり、2 等は600円引き、3 等は1,600円引きとなります。規格外米（整粒45%以上）は、「上記以外の主食用米銘柄」の3等の単価となります。
- 上記以外の加工用米、新規需要米等の単価及び具体的な申込み手続き等の詳細については、下記お申込先へお問い合わせ願います。
- 共同計算を行う場合、予め決められた概算金額をお支払いし、最終精算をもって出荷代金相当額をお支払いすることになります。
- 東京電力の損害賠償額が確定した後に追加支払いを行う場合があります。

Q & A

- Q** 対象地域の生産者は、検出数値にかかわらず隔離対策に参加しなければならないのですか。
- A** 福島県産米に対する消費者の不安解消と評価回復のため、確実に100 Bq/kgを超える米の隔離を行うことが重要です。

- Q** 縁故米も隔離対策の対象としなければならないのですか。
- A** 100 Bq/kgを超える米を確実に隔離するため、縁故米についても引渡しをいただくことが重要です。

- Q** 500 Bq/kg以下の飯米も隔離対策の対象としなければならないのですか。
- A** 飯米も隔離対策の対象ですが、確実に生産農家の自家消費に充てていただく場合に限り、対象外とすることができます。

お申込先

JA新ふくしま	Tel : 024 - 554 - 5582	JA伊達みらい	Tel : 024 - 575 - 0114
JAみちのく安達	Tel : 0243 - 33 - 2785	JALらかわ	Tel : 0248 - 22 - 5145
JAたむら	Tel : 0247 - 82 - 6172	JAそうま	Tel : 0244 - 67 - 2702
JA郡山市	Tel : 024 - 921 - 0503	福島県米麦事業協同組合	Tel : 024 - 522 - 4313
福島県米穀肥料協同組合	Tel : 024 - 953 - 8061	福島第一食糧卸協同組合	Tel : 024 - 546 - 3535